

京都市交通局管理規程 5-0 (京都市交通局職員給与規程) の一部を次のように改正する。

平成16年11月1日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田 與三右衛門

第1条中「管理職手当」の右に「管理職員特別勤務手当」を加える。

第17条第1項各号列記以外の部分中「月額」を「額」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 条例第4条の2第1号に掲げる職員(本項第3号に掲げる職員を除く。) 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

第17条第1項第2号中「用具」の右に「(以下「自転車等」という。)」を加え、「応じ」の右に「支給単位期間につき」を加え、同号ア中「1,920円」を「2,000円」に、同号イ中「3,940円」を「4,100円」に、同号ウ中「6,240円」を「6,500円」に、同号エ中「8,550円」を「8,900円」に、同号オ中「10,850円」を「11,300円」に、同

号カ中「13,160円」を「13,700円」に、同号キ中「15,460円」を「16,100円」に、
同号ク中「17,760円」を「18,500円」に改め、同号ケ中「以上」の右に「45キロメ
ートル未満」を加え、「20,070円」を「20,900円」に改め、同号に次のように加える。

- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満 21,800円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満 22,700円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満 23,600円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上 24,500円

第17条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 条例第4条の2第1号及び第2号に該当する職員 別に定める区分に応じ、前
2号に掲げる額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が
55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い
支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第
1号に掲げる額又は前号に掲げる額

第17条第2項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1
項の次に次の3項を加える。

- 2 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）
に係る最初の月の翌月の第35条第2項に規定する給料の支給期日（以下「支給日」
という。）に支給する。ただし、支給日までに通勤届による届出に係る事実が確認
できない等のため、支給日に通勤手当を支給することができないときは、支給日後
にこれを支給することができる。
- 3 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、
当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定
める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として

6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自転車等に係る通勤にあつては、1箇月）をいう。

第28条の次に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第28条の2 指定職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日に出勤した場合において、任命権者が特に必要があると認めるときは、当該職員に対し、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第35条第1項中「給与計算期間」を「次項に掲げる給料並びに諸手当に係る給与計算期間」に改める。

第35条第2項中「、通勤手当」を削り、「及び管理職手当」を「、管理職手当」に改め、「同じ。）」の右に「及び管理職員特別勤務手当」を加える。

第35条第7項中「特殊勤務手当」を「管理職手当」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

（交通局企画総務部職員課）